



Bank of Yokohama

臨時株主総会 招集ご通知

日時 平成27年12月21日（月曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル 3階「鳳翔の間」
（末尾の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

株式会社 横浜銀行

証券コード：8332

目次

● 臨時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
● (臨時株主総会参考書類)	
第1号議案 株式会社東日本銀行との 株式移転計画承認の件	5
1. 株式移転を行う理由	5
2. 本株式移転計画の内容の概要	6
株式移転計画書（写）	6
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 定款	13
3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げ る事項についての定め相当性に関する事項	22
4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に 掲げる事項についての定め相当性に関する 事項	35
5. 東日本銀行に関する事項	36
6. 当行において最終事業年度の末日後に生じた 会社財産の状況に重要な影響を与える事象の 内容	37
7. 共同持株会社の取締役となる者についての 会社法施行規則第74条に規定する事項 （取締役となる者の氏名、生年月日、略歴 その他取締役となる者についての事項）	37
8. 共同持株会社の監査役となる者についての 会社法施行規則第76条に規定する事項 （監査役となる者の氏名、生年月日、略歴 その他監査役となる者についての事項）	41
9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての 会社法施行規則第77条に規定する事項	44
● 第2号議案 定款一部変更の件	45
1. 変更の理由	45
2. 変更の内容	45

臨時株主総会会場ご案内図

証券コード 8332
平成27年11月20日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 寺 澤 辰 磨

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申しあげます。

【郵送による議決権行使】

同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成27年12月18日（金曜日）**までに到達するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案に賛否の記載が無い場合の取扱いについては「賛」の表示があったものとして取扱わせていただきます。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

同封の「議決権行使書用紙」に記載された議決権行使コードおよびパスワードにより議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスし、画面の案内に従って**平成27年12月18日（金曜日）午後6時**までに賛否をご入力ください。

【重複行使の取扱い】

郵送により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到達日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 **平成27年12月21日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）**
2. 場 所 **横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル 3階「鳳翔の間」**

3. 株主総会の目的事項

決議事項

第1号議案 株式会社東日本銀行との株式移転計画承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.boy.co.jp/shareholder/stock/sokai.html>) に掲載しておりますので、本臨時株主総会参考書類には記載しておりません。
第1号議案株式会社東日本銀行との株式移転計画承認の件に記載すべき事項のうち、他の株式移転完全子会社（株式会社東日本銀行）の最終事業年度における
①計算書類の個別注記表、②連結計算書類の連結注記表
- (2) 臨時株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.boy.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場面に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (4) 会社法第313条に基づき、議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに書面によりその旨および理由をご通知ください。

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場の受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主さまではないご同伴の方、お子さまなど、**株主さま以外の方は総会にご出席いただけません**ので、ご注意願います。

◎本年6月より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

臨時株主総会参考書類5頁～45頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

平成27年12月21日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、臨時株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。



郵送による議決権行使

行使期限

平成27年12月18日（金曜日）到達分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに当行株主名簿管理人まで到達するようにご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネットによる議決権行使

行使期限

平成27年12月18日（金曜日）午後6時まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご登録ください。
なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては下記のお問い合わせ先にご照会いたします。

お問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部

【ウェブサポート専用ダイヤル】 **0120-707-743**（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～21：00（土曜、日曜、祝日も受付）

インターネットによる議決権行使のご案内

当行の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
以下の行使手順に従って行使してください。

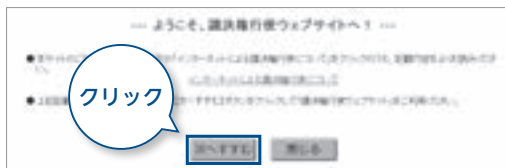
STEP 1

 <http://www.e-sokai.jp> 議決権行使ウェブサイトへアクセス

※ スマートフォンまたは携帯電話のご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、QRコードを読み取ってアクセスしていただくことも可能です。
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

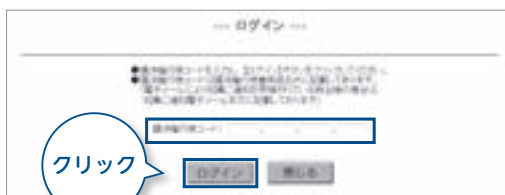


STEP 2



インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、**次へすすむ**をクリック

STEP 3



議決権行使コードを入力し、**ログイン**をクリック

パスワード変更画面が出ますので議決権行使書用紙に記載されたパスワードを入力の上、ご使用になるパスワードを登録願います。

※ 議決権行使コード、パスワードは本書同封の議決権行使書用紙の右下に記載されております。

STEP 4

以降画面の案内に従って賛否をご入力願います。

ご注意

- 複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い
 - 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
 - インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。

機関投資家さま向け「議決権電子行使プラットフォーム」について

機関投資家さまにつきましては株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

臨時株主総会参考書類

第1号議案 株式会社東日本銀行との株式移転計画承認の件

当行と株式会社東日本銀行（以下、「東日本銀行」といい、当行と東日本銀行を総称して、以下、「両行」といいます。）は、株式移転の方式により平成28年4月1日（以下、「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）について合意し、平成27年9月8日開催の両行の取締役会において決議の上、同日付で、両行間で「経営統合契約書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）のご承認をお願いいたしたいと存じます。

株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

両行は、首都圏を共通の営業地盤とする一方、当行は神奈川県や東京西南部を中心に強いブランド力を背景に安定した資金調達力と質の高い金融サービスを効率的にかつ幅広く提供するところに強みを持ち、東日本銀行は中小企業向け融資の分野できめ細かな対面取引と提案力を重視した営業力に強みを持っております。

両行が有するこのような強みと特色及び、首都圏を共通の営業地盤としながらも、両行の営業エリア・顧客基盤・得意とする業務分野などに競合関係が少なく補完関係が多いことを踏まえると、お客さまへのサービス向上を図ることができ、また、経営統合による効率化及び成長のシナジー効果が見込めることにより企業価値を向上させることができることを確認し、平成27年9月8日、持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

共同持株会社とその子会社となる両行による新金融グループは、「グループ各社の強みと特色を活かし協働することにより、お客さまに対する最高の金融サービスの提供を通じて、地域の発展とともに企業価値の向上を目指し、信頼される金融グループとして、活力ある未来の創造に貢献します。」との経営理念の下、以下の経営の姿を目指します。

- ① 地域金融機関としてお客さまとの深いリレーションを保ち、経営統合による広域ネットワークを最大限活かした幅広く質の高い金融サービスや地域情報を提供することにより、信頼される金融グループを目指します。
- ② グループ各社のブランドを堅持しつつ、各社の経営基盤とノウハウを最大限共有し、共同化・効率化を積極的に推進することで生ずる経営資源を成長地域・成長業務分野へ戦略的に投入して、収益力の強化と企業価値の向上を目指します。
- ③ 環境やお客さまニーズの変化に適切に対応し、お客さまに常にご満足いただけるよう、従業員一人ひとりのコンサルティング能力や事業評価力の向上を目指します。
- ④ グループの経営基盤である首都圏を中心とした地域における様々な課題に対し、高度なコンサルティングや金融的手法を活用したソリューションを提供することにより、豊かな地域社会の創造に貢献します。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容の概要は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

なお、別紙1の定款には、平成27年10月30日付で追加した附則第2条及び第3条が含まれております。

また、「株式移転計画書（写）」別紙2～別紙25（新株予約権の内容）につきましても、「臨時株主総会 臨時株主総会参考書類＜別冊＞（P.30～P.109）」に記載しております。

株式移転計画書（写）

株式会社横浜銀行（以下「甲」という。）及び株式会社東日本銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

第2条(本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - (1) 目的
本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
本持株会社の商号は、「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」とし、英文では「Concordia Financial Group, Ltd.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
本持株会社の本店の所在地は東京都中央区とし、本店の所在場所は東京都中央区日本橋二丁目7番とする。
 - (4) 発行可能株式総数
本持株会社の発行可能株式総数は、30億株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条(本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1. 本持株会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	寺澤	辰磨
取締役	石井	道遠
取締役	大矢	恭好
取締役	川村	健一
社外取締役	森尾	稔
社外取締役	井上	健
社外取締役	高木	勇三
2. 本持株会社の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

監査役	天野	克則
監査役	前川	洋二
社外監査役	野田	賢治郎
社外監査役	緒方	瑞穂
社外監査役	橋本	圭一郎
3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時に発行している普通株式の数に1を乗じて得られる数、及び(ii) 乙が基準時に発行している普通株式の数に0.541を乗じて得られる数の合計に相当する本持株会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対して、以下の割合（以下「本株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式0.541株
3. 前二項の計算において、甲又は乙の株主に対して交付する本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（本持株会社の資本金及び準備金の額）

本成立日における本持株会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 150,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額 37,500,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付
 - (1) 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社横浜銀行 第5回新株予約権	別紙2記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙3記載
②	株式会社横浜銀行 第6回新株予約権	別紙4記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙5記載
③	株式会社横浜銀行 第7回新株予約権	別紙6記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙7記載
④	株式会社横浜銀行 第8回新株予約権	別紙8記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙9記載
⑤	株式会社横浜銀行 第9回新株予約権	別紙10記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙11記載
⑥	株式会社横浜銀行 第10回新株予約権	別紙12記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙13記載
⑦	株式会社横浜銀行 第11回新株予約権	別紙14記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙15記載
⑧	株式会社横浜銀行 第12回新株予約権	別紙16記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙17記載

(2) 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社東日本銀行 第1回新株予約権	別紙18記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第9回新株予約権	別紙19記載
②	株式会社東日本銀行 第2回新株予約権	別紙20記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	別紙21記載

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
③	株式会社東日本銀行 第3回新株予約権	別紙22記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	別紙23記載
④	株式会社東日本銀行 第4回新株予約権	別紙24記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	別紙25記載

2. 新株予約権の割当て

- (1) 本持株会社は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する前項第(1)号の表①から⑧までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
- (2) 本持株会社は、本株式移転に際し、基準時における乙の新株予約権者に対して、その所有する前項第(2)号の表の①から④までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条 (本持株会社の成立日)

本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本成立日」という。)は、平成28年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、書面による合意によりこれを変更することができる。

第8条 (株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、平成27年12月21日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項の承認に関する決議を求める。
2. 乙は、平成27年12月21日を開催日として臨時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項の承認に関する決議を求める。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、書面による合意により前二項に定める本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項の承認に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本成立日に株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手続を協力して行う。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、(i) 平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり5.5円を限度として、及び(ii) 平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり8.5円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、(i) 平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり4.0円を限度として、及び(ii) 平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり4.0円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成後本成立日までの間、本成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて誠実に協議の上、書面により合意をした場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、本成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第12条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本株式移転計画作成日から本成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定される子会社をいう。以下同じ。）をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の

- 管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本株式移転計画作成日から本成立日までの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、本株式移転の実行又は本株式移転比率に重大な影響を及ぼすことが明らかかな行為（なお、本株式移転計画作成日以前から継続している業績連動型の利益還元方針に従って実施する市場取引による自己株式取得は、これに該当しないものとする。）については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、自ら又はそれぞれの子会社を通じてこれを行うものとする。

第13条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、(i) 第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画の承認その他本株式移転に必要な事項の承認に関する決議が得られなかった場合、(ii) 本成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局等の承認等（銀行法第52条の17第1項に基づく内閣総理大臣の認可を含む。）が得られなかった場合、又は、(iii) 次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画の作成後本成立日までの間において、(i) 甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な悪影響を与える事由が発生し、若しくはかかる事由が存在することが判明した場合、(ii) 本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生し、若しくはかかる事態が発生することが明らかとなった場合、又は、(iii) その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は誠実に協議の上、書面による合意により本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めのない事項その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、合意により定める。

(以下余白)

本株式移転計画の作成を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年9月8日

甲：神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
株式会社 横浜銀行
代表取締役頭取 寺 澤 辰 磨 ㊟

乙：東京都中央区日本橋三丁目11番2号
株式会社 東日本銀行
代表取締役頭取 石 井 道 遠 ㊟

別紙1

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループと称し、英文では Concordia Financial Group, Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行およびその他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
- (2) その他前号の業務に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30億株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 当社の株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長になる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集および議長)

第25条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して、発するものとする。

- 2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
- 3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または支障あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

- 2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集)

第34条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して、発するものとする。

- 2 監査役会は、監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第1条 第23条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等は年額480百万円以内（うち社外取締役の報酬等は年額50百万円以内）とする。

- 2 第32条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等は年額120百万円以内とする。
- 3 第23条および本条第1項の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額60百万円以内とし、当該新株予約権の内容は次のとおりとする。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当会社の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、付与株式数という。）は100株とする。

なお、当会社が当会社普通株式の株式分割（当会社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）または株式併合をおこなう場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、当会社が合併または会社分割をおこなう場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当会社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く。）に対して1年間に割り当てられる当会社の新株予約権の総数は、800個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・シヨールズ・モデルにより算定した新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、割当てを受ける者が当会社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

- (4) 新株予約権の行使に際しての出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から権利行使期間の最終日までの間に限り、一括して新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。
- (8) その他新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(自己の株式の取得)

第2条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(中間配当)

第3条 当社は、取締役会の決議によって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる。

(本附則の削除)

第4条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以 上

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 共同持株会社が本株式移転に際して両行の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両行のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当て比率（以下、「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	当行	東日本銀行
株式移転比率	1	0.541

(注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、東日本銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.541株を割当交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、株式移転計画作成後共同持株会社成立日までの間において、当行若しくは東日本銀行の財産状態若しくは経営状態に重大な悪影響を与える事由が発生し、又はかかる事由が存在することが判明した場合等には、両行で協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：1,333,476,193株

上記は、当行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数（1,254,071,054株）及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数（184,673,500株）を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、当行の平成27年6月30日時点における自己株式数（16,289,422株）及び東日本銀行

の平成27年6月30日時点における自己株式数（7,788,913株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、当行又は東日本銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

（注3） 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 割当ての内容の根拠及び理由

両行は、平成26年11月14日に両行の間で合意した経営統合の検討に関する「基本合意書」に基づき、平成28年4月を目処に共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

当行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性与其他本株式移転の公正性を担保するため、当行の第三者算定機関として大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定の上、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和証券から平成27年9月7日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、東日本銀行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、東日本銀行の第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定の上、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるSMBC日興証券からの分析結果及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、平成27年9月8日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③ 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び両行との関係

当行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和証券及び東日本銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるSMBC日興証券は、いずれも当行及び東日本銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は大和証券を第三者算定機関として起用し、また、東日本銀行はSMBC日興証券を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下、「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東日本銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価法（基準日①）	0.536～0.614
2	市場株価法（基準日②）	0.438～0.463
3	類似会社比較法	0.397～0.593
4	DDM法	0.450～0.605

市場株価法では、株式移転比率算定書作成日である平成27年9月7日（基準日①）並びに本件に関する憶測報道がなされた日の前営業日である平成26年10月31日（基準日②）を基準日として、各基準日の株価終値及び基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間及び12ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は、両行及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両行それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両行それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されてい

ることを前提としております。大和証券は、当行の同意を得て、当行及び東日本銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式移転比率の算定は、平成27年9月7日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、大和証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

SMBC日興証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法による分析を行うとともに、両行とも比較可能な上場会社が複数存在することから類似会社比較法による分析を行い、更に、両行より提出された財務予測に基づく将来キャッシュフローを評価に反映するため、配当割引モデル分析法（DDM法）を用いて、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する将来キャッシュフローの現在価値に基づく分析を行いました。各手法における分析結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率のレンジは、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東日本銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の分析レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の分析レンジ
1	市場株価法	0.536～0.614
2	類似会社比較法	0.454～0.617 (基準日株価)
		0.451～0.598 (1ヶ月平均株価)
3	DDM法	0.326～0.629

SMBC日興証券は、市場株価法では、平成27年9月7日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値並びに基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、9ヶ月間及び12ヶ月間の各株価終値単純平均に基づき分析いたしました。また、類似会社比較法では、比較対象とした上場会社の基準日の株価終値及び基準日までの1ヶ月間の各株価終値単純平均に基づき分析いたしました。なお、DDM法で前提とした両行の事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

SMBC日興証券による株式移転比率の分析及び意見書の前提条件及び免責事項については別添2をご参照ください。

④ 公正性を担保するための措置

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3. ②に記載のとおり、第三者算定機関として大和証券を起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関である大和証券の分析及び意見を参考として東日本銀行と交渉・協議を行い、上記3. ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成27年9月8日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、当行は大和証券から平成27年9月7日付にて、本株式移転における株式移転比率は、当行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別添1をご参照ください。

イ. 独立した財務アドバイザーの起用

当行は、両行の経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式移転比率算定を依頼した上記ア. の独立した第三者算定機関のほか、UBS証券株式会社（以下、「UBS証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、当行は、UBS証券からは株式移転比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

ウ. 独立した法律事務所からの助言

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言（役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。）を受けております。

一方、東日本銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

東日本銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3. ②に記載のとおり、第三者算定機関としてSMBC日興証券を起用し、SMBC日興証券は、本株式移転における株式移転比率に関する交渉及び協議に用いるために、その財務的分析及び算定を行いました。東日本銀行は、第三者算定機関であるSMBC日興証券の分析及び助言を参考として当行と交渉・協議を行い、上記3. ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを平成27年9月8日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、東日本銀行はSMBC日興証券から平成27年9月8日付にて、本株式移転における株式移転比率は、東日本銀行の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。SMBC日興証券の株式移転比率の分析及び意見書に関する前提条件及び免責事項については別添2をご参照ください。

イ. 独立した財務アドバイザーの起用

東日本銀行は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式移転比率分析を依頼した上記ア. の独立した第三者算定機関のほか、みずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、東日本銀行は、みずほ証券からは株式移転比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

ウ. 独立した法律事務所からの助言

東日本銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、東日本銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言（役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。）を受けております。

大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行で合意された株式移転比率が横浜銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を提出するに際して、株式移転比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、横浜銀行及び東日本銀行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関係会社」をいいます。以下、同じとします。）の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のある横浜銀行及び東日本銀行並びにこれらの関係会社の事実（偶発債務及び訴訟等を含みます。）については、現在及び将来にわたり大和証券に対して未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用法令の下における横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社の支払能力又は信用力についても評価を行っておりません。大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社のいかなる財産又は設備についてもその実地の見分を行っておらず、またその義務を負うものではありません。横浜銀行の会計及び法務の各アドバイザーは、横浜銀行と予め合意した事項及び範囲において東日本銀行に対する各デュー・ディリジェンスを実施しており、大和証券は、かかるデュー・ディリジェンスの対象事項及び範囲について独自に検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンに記載の意見を述べるにあたり、大和証券に提供された横浜銀行及び東日本銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、横浜銀行及び東日本銀行それぞれの経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適正な手続に従って作成されたことを前提としており、大和証券は、当該事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証を行っておらず、その義務又は責任を負うものではありません。

大和証券は、当該事業計画及び財務予想作成にかかる各種前提条件が正確かつ実現可能であることを前提としており、これらの正確性及び実現可能性について、独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、大和証券が検討した本株式移転に係る株式移転計画書案と実質的に同一内容を有する本株式移転に係る株式移転計画書（以下「本計画書」といいます。）が適法かつ有効に作成され、横浜銀行及び東日本銀行の株主総会で承認されること、大和証券が検討した本株式移転に係る経営統合契約書案と実質的に同一内容を有する本株式移転に係る経営統合契約書（以下「本契約書」といいます。）が横浜銀行及び東日本銀行との間で適切かつ有効に締結されること、本株式移転が本計画書及び本契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本計画書及び本契約書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式移転が本計画書及び本契約書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式移転が適法かつ有効に実施されること、本株式移転の税務上の効果が両行から提示された想定と相違ないこと、本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式移転によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。大和証券は、本株式移転の実行に関する横浜銀行の意思決定、あるいは本株式移転と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを横浜銀行から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式移転に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。大和証券は、横浜銀行より提示された本株式移転にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としています。本フェアネス・オピニオンは、大和証券が横浜銀行からの依頼に基づいて横浜銀行が本株式移転における本株式移転比率を検討するための参考情報を横浜銀行の取締役会に提供することを唯一の目的（以下「本フェアネス・オピニオン作成目的」といいます。）として作成されたものです。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。また、横浜銀行は、大和証券の書面による事前の同意なく、本フェアネス・オピニオンを第三者に開示、参照又は伝達させること及び第三者のために使用すること（以下、総称して「本件開示」といいます。）はできません。大和証券の事前の了承を得てなされる本フェアネス・オピニオンの第三者に対する本件開示の場合においても、唯一横浜銀行が責任を負うものとし、大和証券は責任を負うものではありません。大和証券は、横浜銀行以外の第三者に対して本フェアネス・オピ

ニオンの記載内容又は本株式移転に関連して、一切の責任を負うものではなく、かつ、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して一切の責任を負うものではありません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、横浜銀行の普通株主に対して本株式移転に関する議決権等の株主権の行使（反対株主の買取請求権の行使を含みます。）、横浜銀行株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、横浜銀行の普通株主にとって本株式移転比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、横浜銀行の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式移転比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は横浜銀行の本株式移転に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引される横浜銀行、東日本銀行及び共同持株会社の普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものでもありません。大和証券は、本株式移転比率に関して、本株式移転に関わるいかなる役員、取締役若しくは従業員、又はこれらと同様の者が受け取る予定のいかなる報酬の額や性質が公正であるか否かについて、意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成された財務情報に依拠しており、当該財務情報が国際財務報告基準に従って作成された場合に生じ得る差異については考慮に入れておりません。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、本フェアネス・オピニオンの日付現在における金融、経済、市場その他の状況も前提としており、当該日付現在までに大和証券が入手可能な情報に依拠していますが、入手し得る資料及び情報に制約があるため、大和証券が本株式移転比率の算定に使用した資料及び情報の中には、当該日付と異なる時点の資料及び情報も一部含まれております。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は今後の状況の変化により影響を受ける可能性があります。大和証券はその意見を修正、変更、更新、補足又は再確認する義務を一切負いません。

SMBC日興証券による株式移転比率の分析及び意見書の前提条件・免責事項等について

SMBC日興証券は、東日本銀行と横浜銀行との間で締結される予定の経営統合契約書（以下「本契約書」といいます。）に基づき行われる共同株式移転（以下「本件」といいます。）における東日本銀行のフィナンシャル・アドバイザーを務めております。SMBC日興証券はそのサービスの対価として東日本銀行から手数料を受領する予定であり、その一部は本件の完了を条件として発生するものであり、また、東日本銀行は、SMBC日興証券がフィナンシャル・アドバイザーを務めることに起因して発生するかもしれない損害や債務を補償し免責することに同意しています。SMBC日興証券及びその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第8項の定義に従うものとし、以下本書において同様とします。）は、SMBC日興証券による本件の妥当性に関する意見表明（以下「本意見表明」といいます。）の日付に先立つ過去2年間において、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社に対して、本件に関わりのない一定の投資銀行業務及びその他の金融サービスを提供してきており、当該サービスに関して報酬を受領しております。通常の証券業務の過程において、自社勘定又は顧客勘定を通じて、SMBC日興証券及びその関係会社は、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社の有価証券に関して保有又は取引を行う可能性があり、従って、随時かかる有価証券に関してロング・ポジション又はショート・ポジションを持つことがあります。本意見表明の発行は、SMBC日興証券の社内指針及び手順に照らし権限を有する委員会により承認されました。前述の要約は本意見表明に関連してSMBC日興証券が行った分析及び検討した要因を網羅するものではありません。財務的意見表明の作成は、主観的な判断を伴う複雑なプロセスであり、部分的な分析又は簡易な説明は必ずしも可能ではありません。SMBC日興証券の分析の一部は前述のとおりですが、これらは全体として検討されるべきであり、分析の一部を取り、又は、表中の情報に注目した場合、SMBC日興証券による分析及び意見のプロセスについて不完全な見解を生みかねないと考えます。SMBC日興証券は、本意見表明の作成にあたり、ある1つの要因又は手段から独立して結論を導いたり、それらに関する結論を出すことはなく、SMBC日興証券が行ったあらゆる分析について全体から評価し、最終的な意見表明に至っております。

本意見表明は、本件に用いられる株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）が東日本銀行の株主にとって財務的見地から妥当であることについて意見表明するにとどまる

ものです。本件又は本契約書におけるその他のいかなる条項又は本件に関連して企図される又は締結されるその他いずれの契約又は合意におけるいかなる条項に関しても意見を述べるものではなく、また、東日本銀行の他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の関係者にとって本件が妥当であることについて意見を述べるものではありません。SMBC日興証券は、本件より前における東日本銀行若しくは横浜銀行の株式の取引価格、又は本件の後の東日本銀行若しくは横浜銀行若しくは本件で新たに設立される共同持株会社の株式の取引価格について一切見解を述べるものではなく、本株式移転比率の根拠となった前提や仮定についても、何ら見解を表明するものではありません。SMBC日興証券は、本件を行うに際しての東日本銀行の経営上の意思決定や東日本銀行がとり得る他の戦略的手段と比較した場合における本件の利点について意見を述べるものではありません。SMBC日興証券は、本件に関して第三者の関心の表明又は提案の勧誘を行っておりません。また、SMBC日興証券は、本件に関連して東日本銀行の株主が議決権を行使し又は何らかの行動をすることについて、意見を述べたり推奨をするものではありません。更に、SMBC日興証券は、東日本銀行又は横浜銀行の株主に対して本件に関連して支払われる対価との比較で、本件のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても、本件に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬の妥当性に関して意見を述べるものではありません。

SMBC日興証券は、本意見表明を行うに当たり、東日本銀行の同意を得て、(i) 本契約書の最終版がSMBC日興証券がレビューした契約書案と重大な点において異なるものではないこと、(ii) 本件の完了に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、東日本銀行若しくは横浜銀行又は本件により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されること、(iii) 本件は、本契約書に規定された契約条件に基づき、そして全ての適用法令、関連文書及び諸要件に従って完了するものであって、それら契約条件等について、SMBC日興証券による分析又は本意見表明に重要な影響を及ぼすような、遅延、放棄、修正又は改正がないことを前提としています。

SMBC日興証券は、レビューを行うに当たり、東日本銀行の同意を得て、公開情報、東日本銀行又は横浜銀行から提供を受けた情報、東日本銀行又は横浜銀行と協議した情報その他のSMBC日興証券が検討の対象とした又はSMBC日興証券のために検討された一切の情報が正確かつ完全であることを前提として、それらの情報に依拠しており、独自にその検証を行って

おりません。SMBC日興証券は、それらの情報が正確かつ完全であることについての責任及び義務を負っておりません。SMBC日興証券は、SMBC日興証券の分析につき重大な影響を与えることが有り得る情報でSMBC日興証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としており、本契約書において東日本銀行及び横浜銀行が行う表明及び保証が、SMBC日興証券の分析にとって重要なあらゆる点において現在及び将来に亘り真実かつ正確であることを前提としています。SMBC日興証券は、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定を行っておらず、またその提供も受けておらず、また、倒産若しくは支払停止又は適用ある法令の下でそれらに類似するものに関する東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。SMBC日興証券は、東日本銀行の同意を得て、(i) SMBC日興証券に提供された財務予測その他将来に関する情報（シナジーを含む。）については、東日本銀行及び横浜銀行の経営陣の現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され、かつ東日本銀行又は横浜銀行の入手可能な予測及び判断を反映していること、並びに、(ii) 東日本銀行及び横浜銀行の財務状況がそれぞれの財務予測に従って推移することを前提としており、当該分析、予測又はそれを基礎付ける前提事項の合理性について何らの意見を述べるものではありません。

本意見表明は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本会計基準」といいます。）に従って作成された財務情報に基づいています。SMBC日興証券は、分析にあたり、国際財務報告基準に従って東日本銀行又は横浜銀行が作成した財務情報を検証しておらず、日本会計基準と国際財務報告基準の差異を一切考慮に入れておりません。SMBC日興証券は、東日本銀行の同意を得て、本件が、東日本銀行及び横浜銀行、並びにそれぞれの株主にとって、日本の所得税法及び法人税法上、適格組織再編であることを前提としております。本意見表明は、必然的に本意見表明の日付現在の経済、金融、市場、その他の状況、及び本意見表明の日付までにSMBC日興証券が入手した情報を前提としております。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当行及び東日本銀行は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- ① 資本金の額 150,000,000,000円
- ② 資本準備金の額 37,500,000,000円
- ③ 利益準備金の額 0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当行と東日本銀行が協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑤までの第1欄に掲げる当行又は東日本銀行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、それぞれその所有する当行又は東日本銀行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる共同持株会社の新株予約権をそれぞれ割当交付いたします。

	第1欄		第2欄	
	両行が発行している新株予約権		交付する共同持株会社の新株予約権	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社横浜銀行 第5回新株予約権	株式移転計画書 別紙2記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	株式移転計画書 別紙3記載
②	株式会社横浜銀行 第6回新株予約権	同別紙4記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	同別紙5記載
③	株式会社横浜銀行 第7回新株予約権	同別紙6記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	同別紙7記載
④	株式会社横浜銀行 第8回新株予約権	同別紙8記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	同別紙9記載
⑤	株式会社横浜銀行 第9回新株予約権	同別紙10記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	同別紙11記載

	第1欄		第2欄	
	両行が発行している新株予約権		交付する共同持株会社の新株予約権	
	名称	内容	名称	内容
⑥	株式会社横浜銀行 第10回新株予約権	同別紙12記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	同別紙13記載
⑦	株式会社横浜銀行 第11回新株予約権	同別紙14記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	同別紙15記載
⑧	株式会社横浜銀行 第12回新株予約権	同別紙16記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	同別紙17記載
⑨	株式会社東日本銀行 第1回新株予約権	同別紙18記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第9回新株予約権	同別紙19記載
⑩	株式会社東日本銀行 第2回新株予約権	同別紙20記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第10回新株予約権	同別紙21記載
⑪	株式会社東日本銀行 第3回新株予約権	同別紙22記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第11回新株予約権	同別紙23記載
⑫	株式会社東日本銀行 第4回新株予約権	同別紙24記載	株式会社コンコルディア・ フィナンシャルグループ 第12回新株予約権	同別紙25記載

(注) 各内容欄に記載した別紙は、株式移転計画書(写)の別紙を示し、「臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊>(P.30~P.109)」に記載しております。

5. 東日本銀行に関する事項

(1) 最終事業年度(平成27年3月期)に係る計算書類等の内容

「臨時株主総会 臨時株主総会参考書類<別冊>(P.1~P.29)」に記載のとおりであります。なお、次の事項に係る情報につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.boy.co.jp/shareholder/stock/sokai.html>)に掲載しておりますので、本臨時株主総会参考書類には記載しておりません。

- ① 計算書類の個別注記表
- ② 連結計算書類の連結注記表

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 当行において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 共同持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項（取締役となる者の氏名、生年月日、略歴その他取締役となる者についての事項）

共同持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する東日本銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
てらざわ たつまる 寺澤辰磨 (昭和22年2月25日生)	昭和46年7月 大蔵省入省 平成15年7月 国税庁長官 平成16年7月 同退官 平成16年7月 独立行政法人都市再生機構理事長代理 平成19年7月 同退任 平成19年7月 駐コロンビア共和国特命全権大使 平成22年10月 同退任 平成23年6月 株式会社横浜銀行入行 同代表取締役頭取 (現在に至る) 平成27年6月 一般社団法人全国地方銀行協会会長 (現在に至る)	(1) 124,000株 (2) 一株 (3) 124,000株
いしい みちとお 石井道遠 (昭和26年12月11日生)	昭和49年4月 大蔵省入省 平成20年7月 国税庁長官 平成21年7月 同退官 平成21年8月 独立行政法人経済産業研究所 上席研究員 (非常勤) 平成22年6月 株式会社東日本銀行代表取締役副頭取 平成23年4月 同代表取締役頭取 (現在に至る)	(1) 一株 (2) 54,000株 (3) 29,214株

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する東日本銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
<p>おおや やすよし 大矢 恭好 (昭和37年4月19日生)</p>	<p>昭和60年4月 株式会社横浜銀行入行 平成20年8月 同事務統括部長 平成22年4月 同リスク統括部長 平成23年5月 同執行役員経営企画部長 平成24年6月 同取締役執行役員経営企画部長 平成25年4月 同取締役執行役員経営企画部長 ブランド戦略本部副本部長 平成26年4月 同取締役常務執行役員 ブランド戦略本部副本部長 平成27年4月 同代表取締役常務執行役員営業本部長 ブランド・CSR戦略本部、 ブロック支援部、事務統括部、 営業企画部担当 ブランド・CSR戦略本部長 ブロック営業本部統括 (現在に至る)</p>	<p>(1) 12,000株 (2) 一株 (3) 12,000株</p>
<p>かわむら けんいち 川村 健一 (昭和34年8月11日生)</p>	<p>昭和57年4月 株式会社横浜銀行入行 平成17年6月 同統合リスク管理室長 平成19年4月 同融資部長 平成21年4月 同綱島支店長 兼綱島エリア委員長 平成22年4月 同監査部長 平成23年5月 同リスク統括部長 平成24年5月 同執行役員リスク統括部長 平成25年4月 同執行役員 平成25年6月 同取締役執行役員 平成27年4月 同取締役常務執行役員 経営企画部、IT統括部担当 (現在に至る)</p>	<p>(1) 6,000株 (2) 一株 (3) 6,000株</p>

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する東日本銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
もりお　　みのる 森尾　　稔 (昭和14年5月20日生)	昭和38年4月 ソニー株式会社入社 昭和63年6月 同取締役 平成2年6月 同専務取締役 平成5年6月 同取締役副社長 平成12年6月 同取締役副会長 平成13年6月 沖電気工業株式会社取締役 平成15年6月 ソニー株式会社執行役副会長 平成22年6月 沖電気工業株式会社取締役退任 平成25年6月 株式会社横浜銀行取締役 (現在に至る) 平成27年6月 沖電気工業株式会社取締役 (現在に至る)	(1) 14,000株 (2) 一株 (3) 14,000株
いのうえ　　けん 井上　　健 (昭和23年1月7日生)	昭和45年4月 日本銀行入行 平成10年5月 同人事局長 平成12年6月 社団法人全国地方銀行協会常務理事 平成24年6月 株式会社東日本銀行取締役 (現在に至る)	(1) 一株 (2) 1,000株 (3) 541株
たかぎ　　ゆうぞう 高木　　勇三 (昭和26年4月8日生)	昭和49年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和63年6月 同代表社員 平成18年10月 高木公認会計士事務所代表 (現在に至る) 平成18年12月 監査法人五大会長・代表社員 (現在に至る) 平成19年6月 元気寿司株式会社監査役 (現在に至る) 平成19年6月 株式会社ソフトフロント監査役 (現在に至る) 平成23年6月 株式会社グルメ杵屋監査役 (現在に至る) 平成27年6月 株式会社横浜銀行取締役 (現在に至る)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株

(注) 1. 所有する当行及び東日本銀行の株式は、平成27年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株

- 会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 取締役候補者と当行及び東日本銀行との間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
 3. 森尾稔氏、井上健氏及び高木勇三氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 共同持株会社は、森尾稔氏、井上健氏及び高木勇三氏が社外取締役に選任された場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届出を行う予定であります。
なお、森尾稔氏が業務執行者であったソニー株式会社と当行との取引関係については、平成26年度において、同社グループの連結売上高に占める当行との取引による売上高の割合及び当行の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益の割合がいずれも1%未満であること、また、同氏が同社の業務執行者であったときから10年以上が経過していることなどから、独立性を十分に有しております。
 5. 社外取締役候補者以外の取締役候補者の選任理由について
 - (1) 寺澤辰麿氏は、財政・金融政策の責任者や特命全権大使を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、平成23年6月から当行の頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。
 - (2) 石井道遠氏は、財政・金融政策の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、平成23年4月から東日本銀行の頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。
 - (3) 大矢恭好氏は、経営企画部門のほか、リスク管理部門、事務管理部門、IT部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成24年6月から当行の取締役を、平成27年4月からは当行の代表取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。
 - (4) 川村健一氏は、リスク管理部門のほか、融資部門や監査部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成25年6月から当行の取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。
 6. 社外取締役候補者の選任理由について
 - (1) 森尾稔氏は、ソニー株式会社の取締役副社長、取締役副会長及び執行役副会長を歴任されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を社外取締役として共同持株会社の経営に活かしていただくため、取締役候補者となりました。
 - (2) 井上健氏は、日本銀行の要職や社団法人全国地方銀行協会の常務理事を歴任されるなど、金融機関などにおける豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を社外取締役として共同持株会社の経営に活かしていただくため、取締役候補者となりました。
 - (3) 高木勇三氏は、長年、監査法人の代表社員を務められるなど、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を社外取締役として共同持株会社の経営に活かしていただくため、取締役候補者となりました。
 7. 社外取締役との責任限定契約について
共同持株会社は、森尾稔氏、井上健氏及び高木勇三氏が選任された場合、それぞれの社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結する予定であります。

8. 共同持株会社の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項（監査役となる者の氏名、生年月日、略歴その他監査役となる者についての事項）

共同持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する東日本銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
あまの かつのり 天野 克則 (昭和32年5月31日生)	昭和55年4月 株式会社横浜銀行入行 平成18年4月 同ダイレクト営業部長 平成19年4月 同営業戦略本部副本部長 平成20年4月 同執行役員藤沢中央支店長 兼湘南・小田原ブロック営業本部長 平成23年6月 同常勤監査役 平成27年6月 同顧問 (現在に至る)	(1) 47,100株 (2) 一株 (3) 47,100株
まえかわ ようじ 前川 洋二 (昭和34年6月23日生)	昭和59年4月 株式会社横浜銀行入行 平成15年6月 同経営企画部主計室長 平成26年2月 同理事経営企画部主計室長 平成27年7月 同理事経営企画部主計室主任調査役 (現在に至る)	(1) 11,284株 (2) 一株 (3) 11,284株
の だ けんじろう 野田 賢治郎 (昭和21年4月4日生)	昭和44年7月 株式会社住友銀行入行 平成8年6月 同取締役 平成12年5月 同常務執行役員 平成12年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 常務取締役兼常務執行役員 平成15年6月 大和証券エスエムビーシー株式会社 代表取締役副社長 平成16年6月 同代表取締役副社長兼 株式会社大和証券グループ本社 執行役員副社長 平成19年7月 アイエヌジー生命保険株式会社 (現エヌエヌ生命保険株式会社) 取締役会長 (現在に至る)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	(1) 所有する当行の株式の数 (2) 所有する東日本銀行の株式の数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式の数
おがたみずほ 緒方瑞穂 (昭和22年3月6日生)	昭和51年10月 株式会社大河内不動産鑑定事務所入社 昭和58年1月 株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役 (現在に至る) 平成23年6月 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 会長	(1) 5,000株 (2) 一株 (3) 5,000株
はしもとけいいちろう 橋本圭一郎 (昭和26年10月20日生)	昭和49年4月 株式会社三菱銀行入行 平成13年6月 株式会社東京三菱銀行 国際業務部長 平成15年6月 三菱自動車工業株式会社 代表取締役執行副社長兼最高財務責任者 平成17年6月 セガサミーホールディングス株式会社 専務取締役 平成22年6月 首都高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長 平成24年10月 株式会社ビットアイル監査役 (現在に至る) 平成26年6月 塩屋土地株式会社 代表取締役副社長・COO (現在に至る) 平成27年6月 株式会社東日本銀行監査役 (現在に至る)	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株

- (注) 1. 所有する当行及び東日本銀行の株式は、平成27年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 監査役候補者と当行及び東日本銀行との間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 野田賢治郎氏、緒方瑞穂氏及び橋本圭一郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 共同持株会社は、野田賢治郎氏、緒方瑞穂氏及び橋本圭一郎氏が、社外監査役に選任された場合は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届出を行う予定であります。
5. 社外監査役候補者以外の監査役候補者の選任理由について
- (1) 天野克則氏は、支店長のほか、経営企画部門や営業部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成23年6月から平成27年6月まで当行の監査役としての実績を有しております。こうした経験や知見を監査役として活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者としました。

- (2) 前川洋二氏は、主計室長として、長年、財務・会計業務に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。こうした経験や知見を監査役として活かすことにより、共同持株会社の経営に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者となりました。
6. 社外監査役候補者の選任理由について
- (1) 野田賢治郎氏は、株式会社三井住友銀行の常務取締役兼常務執行役員を務められたほか、大和証券エスエムビーシー株式会社の代表取締役副社長を歴任されるなど、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を社外監査役として活かし、共同持株会社の経営に貢献していただくため、監査役候補者となりました。
- (2) 緒方瑞穂氏は、長年、不動産鑑定事務所の代表取締役を務められているほか、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の会長を歴任されるなど、不動産鑑定士や法人の代表者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を社外監査役として活かし、共同持株会社の経営に貢献していただくため、監査役候補者となりました。
- (3) 橋本圭一郎氏は、株式会社東京三菱銀行の要職を務められたほか、三菱自動車工業株式会社の代表取締役執行副社長兼最高財務責任者や首都高速道路株式会社の代表取締役会長兼社長を歴任されるなど、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を社外監査役として活かし、共同持株会社の経営に貢献していただくため、監査役候補者となりました。
7. 社外監査役との責任限定契約について
- 共同持株会社は、野田賢治郎氏、緒方瑞穂氏及び橋本圭一郎氏が選任された場合、それぞれの社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結する予定であります。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在地	東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ
沿革	昭和43年5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイト トウシュ トーマツリミテッド<DTTL>) へ加盟 平成2年2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人 トーマツに変更
監査関与会社	3,587社 (平成26年9月末日現在)
資本金	893百万円 (平成27年6月末日現在)
構成人員	6,167名 (平成27年6月末日現在) [内訳] 社員 (公認会計士) 528名 特定社員 39名 職員 公認会計士 2,639名 公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む) 1,361名 その他専門職 1,001名 事務職 599名 合計 6,167名

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

〔第1号議案 株式会社東日本銀行との株式移転計画承認の件〕（以下、「本株式移転議案」といいます。）が承認され、平成28年4月1日に株式移転完全親会社である共同持株会社が設立されますと、当行の株主は共同持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

これに伴いまして、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第13条を削除するとともに、現行定款第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本株式移転議案が承認されること及び平成28年3月31日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないことを条件として、平成28年3月31日に効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第13条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年3月31日とする。	(削除)
第14条 ～ (条文省略)	第13条 ～ (条文省略)
第40条	第39条

（ご参考）

平成28年3月期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）については、当行現行定款第38条及び第39条第1項（本定款変更後の第37条及び第38条第1項）に従い、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆さまに対し、当行より支払う予定であります。

以 上

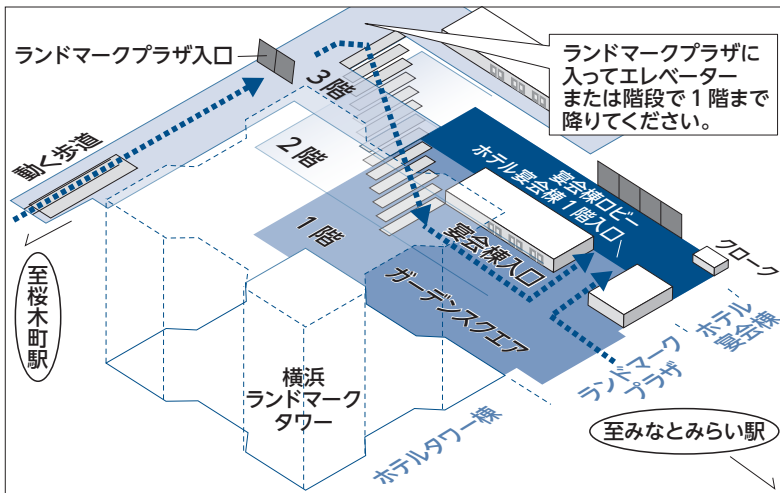
招集ご通知

議決権行使のご案内

臨時株主総会参考書類

日時 平成 27 年 12 月 21 日 (月曜日)
午前 10 時 (受付開始 午前 9 時)

会場 横浜ロイヤルパークホテル 3階「鳳翔の間」
※ホテル宴会棟 1階入口からお入り願います。
横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号3 電話 (045) 221-1111(代表)



桜木町駅よりお越しの方

ランドマークプラザからお入りください。
進行方向に向かって右側のエレベーターか階段で1階の「ガーデンスクエア」へお越しいただき、左側の「宴会棟入口」から3階へお越しください。

みなとみらい駅よりお越しの方

みなとみらい駅より、ランドマークプラザ1階の「ガーデンスクエア」へお越しください。進行方向に向かって右側の「宴会棟入口」から3階へお越しください。

◎本年6月より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。